

回 答 書

大和市公共施設 LED 化事業に係るプロポーザルについて寄せられた質問に、次のとおり回答します。

番 号	質 問 内 容	回 答
13	既設照明器具は、公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）に準じた施工を条件に費用算出しますが、仮に既設器具の施工状態が公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）に準じていない場合、別途協議させて頂く事は可能でしょうか？	別途協議となります。 (令和6年5月22日回答)
12	実施要領 3.(2)交付金に関する事項 貴市が環境省に対する交付金申請に係る業務で事業者側が行わなければならない業務はございますか？例えば、完了報告書の作成など、もし、対応しなければいけない業務や提出資料等がありましたら、その業務の詳細内容を具体的にご教示ください。 実施要領 3.(2)交付金に関する事項 交付金が採択されなかった場合、本事業の実施可否及び、リース料については協議をするという解釈でよろしいでしょうか？ 実施要領 5 候補者決定までの流れ 仮に貴市と最優秀提案者との交渉が成立しなかった場合、ペナルティは生じますか？ 実施要領 11.(1)②No.3 照度を確保する方法について 照明計算や分布図の作成の為、寸法表記された、既設照明器具配置図と立面図(天井の高さ表記)について、対象の施設データをご提示ください。 ※CADを希望致します。	実施要領 3.(2)交付金に関する事項 市から国に提出する交付申請書類の資料として、完了報告書の作成や、交付対象経費・交付対象外経費の内訳の説明書類などの作成をお願いすることとなります。 実施要領 3.(2)交付金に関する事項 そのとおりです。 実施要領 5 候補者決定までの流れ ペナルティは生じません。 実施要領 11.(1)②No.3 照度を確保する方法について 該当資料が現存しない施設も多いのですが、あるものにつきまして、今後提示をいたします。 なお、CADデータがない可能性が高いことをご了承ください。

実施要領14. (1)協定書について 協定書案を事前にお示し頂く事は可能でしょうか？ 実施要領14. (4)契約書について 事前に契約書案をお示し頂く事は可能でしょうか？ 業務説明書2. (1)オ について ① 契約の時期:令和6年9月、全施設について一括して契約する、とありますが、リース開始日は各施設毎で令和6年から令和8年にかけて順次開始されていくものと考えます。イメージとしては、事業全体の包括契約を交わした後、各年度毎の個別リース契約を締結する事になりますでしょうか？ 業務説明書 2. (1)カ について リース設備についてはリース期間終了後、貴市へ無償譲渡することを前提に考えています。本件は交付金の活用を前提とした取り組みになりますが、この場合の固定資産税は非課税という認識でよろしいでしょうか？ 業務説明書 2(5) 本事業で貴市が定める「大和市公共施設脱炭素化重点対策事業費補助金交付要綱」に基づく申請書類様式を開示ください。 業務説明書 2. (6)リース料の支払方法について リース料の支払い方法は別途協議となる旨、記載ありますが、支払は全120回の月額払いとある事より、事業者からの請求書受領後、30日以内の支払いと考えて問題ないでしょうか？	実施要領14. (1)協定書について 現在案を準備中のため、まだお示しすることができません。案を用意出来次第、お示しいたします。 実施要領14. (1)契約書について 現在案を準備中のため、まだお示しすることができません。案を用意出来次第、お示しいたします。 業務説明書2. (1)オ について ①包括契約一本で契約をします。各年度のリース契約の締結はしません。なお、各年度分について金額の変更などが生じた場合には、変更契約などを協議します。 業務説明書 2. (1)カ について そのとおりです。 業務説明書 2(5) 準備中のため、まだ開示できません。 業務説明書 2. (6)リース料の支払方法について その通りです。
--	--

	業務説明書 2.(6)イについて リース料は施設ごとに全120回の月額払いとありますが、令和8年度に予定される消防13施設については、各所宛に請求書を発行する必要がありますか？ 業務説明書 2.(6)ウについて リース料の支払の保証及び調整方法等、とほどの様な事柄を想定しているのでしょうか？ その他 契約保証金に関する記載がありませんが免除でよろしいでしょうか？ その他 PCB含有が認められる場合は、敷地内に保管場所をご提示いただき、その場所までの移動が事業者側の対応範囲と考えてよろしいでしょうか？	業務説明書 2.(6)イについて 消防 13 施設分を一括して、請求書を発行していただく考えです。 業務説明書 2.(6)ウについて 今回の事案には該当しない文面であると考えられます。削除します。 その他 免除となります。 その他 そのとおりです。 (令和6年5月22日回答)
11	① 実施要領 3:本事業は債務負担行為の認識でよろしいですか。 ② 実施要領10(3): 参加表明後の辞退となる場合ペナルティや不利益はありませんか。また、優先交渉権獲得後に詳細協議の結果辞退をした場合、ペナルティや不利益はございますか。 ③ 実施要領 11(4) プレゼンテーション時は貴市に提出した技術提案書を用いて説明することとありますが、技術提案書の内容を要約した資料の投影でも可能でしょうか。 ④ 業務説明書 2(2)エ 成形板と同レベルの低レベルの含有とは、レベル3の認識でよろしいでしょうか。 アスベスト調査報告書がございましたら、開示い	①その通りです。 ②いずれも、ペナルティや不利益はありません。 ③可能です。 ④レベル3との認識で結構です。アスベスト調査報告書は、ありません。 各施設の竣工時期は、以下のとおりです。

ただけますでしょうか。 また、各施設の竣工年月をご教示いただけます でしょうか。 ⑤ 業務説明書 2(2)オ PCB含有が認められる場合は、敷地内に保管 場所をご提示いただき、その場所までの移動が 事業者の対応範囲と考えてよろしいでし ょうか。 ⑥ 賃貸借契約終了後無償譲渡となります 為、償却資産税及び固定資産税は事業費に 含めない認識でよろしいですか。 ⑦ 契約後の現場調査結果によっては、安全 性の観点から吊元金具の交換が必要とな った場合は、追加費用がかかりますがよろ しいですか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th><th>竣工年</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>保健福祉センター</td><td>1988</td></tr> <tr><td>市役所本庁舎</td><td>1974</td></tr> <tr><td>消防本部本棟</td><td>1979</td></tr> <tr><td>消防本部増築棟</td><td>2000</td></tr> <tr><td>消防本部車庫・屋内訓練棟</td><td>1979</td></tr> <tr><td>消防本部訓練棟</td><td>1988</td></tr> <tr><td>消防本部補助訓練塔</td><td>1988</td></tr> <tr><td>消防北分署</td><td>1999</td></tr> <tr><td>消防南分署</td><td>1989</td></tr> <tr><td>消防西出張所</td><td>1984</td></tr> <tr><td>消防柳橋出張所本棟</td><td>1979</td></tr> <tr><td>消防柳橋出張所増築棟</td><td>2013</td></tr> <tr><td>第2分団車庫詰所</td><td>2003</td></tr> <tr><td>第4分団車庫詰所</td><td>2004</td></tr> <tr><td>第5分団車庫詰所</td><td>1997</td></tr> <tr><td>第7分団車庫詰所</td><td>2011</td></tr> <tr><td>第9分団車庫詰所</td><td>2006</td></tr> <tr><td>第10分団3班車庫詰所</td><td>2008</td></tr> <tr><td>第11分団1班車庫詰所</td><td>2005</td></tr> <tr><td>第12分団車庫詰所</td><td>2007</td></tr> </tbody> </table> ⑤そのとおりです。 ⑥そのとおりです。 ⑦そのとおりです。	施設名称	竣工年	保健福祉センター	1988	市役所本庁舎	1974	消防本部本棟	1979	消防本部増築棟	2000	消防本部車庫・屋内訓練棟	1979	消防本部訓練棟	1988	消防本部補助訓練塔	1988	消防北分署	1999	消防南分署	1989	消防西出張所	1984	消防柳橋出張所本棟	1979	消防柳橋出張所増築棟	2013	第2分団車庫詰所	2003	第4分団車庫詰所	2004	第5分団車庫詰所	1997	第7分団車庫詰所	2011	第9分団車庫詰所	2006	第10分団3班車庫詰所	2008	第11分団1班車庫詰所	2005	第12分団車庫詰所	2007
施設名称	竣工年																																										
保健福祉センター	1988																																										
市役所本庁舎	1974																																										
消防本部本棟	1979																																										
消防本部増築棟	2000																																										
消防本部車庫・屋内訓練棟	1979																																										
消防本部訓練棟	1988																																										
消防本部補助訓練塔	1988																																										
消防北分署	1999																																										
消防南分署	1989																																										
消防西出張所	1984																																										
消防柳橋出張所本棟	1979																																										
消防柳橋出張所増築棟	2013																																										
第2分団車庫詰所	2003																																										
第4分団車庫詰所	2004																																										
第5分団車庫詰所	1997																																										
第7分団車庫詰所	2011																																										
第9分団車庫詰所	2006																																										
第10分団3班車庫詰所	2008																																										
第11分団1班車庫詰所	2005																																										
第12分団車庫詰所	2007																																										

⑧ 業務説明書 2(2)ア 保健福祉センターと本庁舎の工事は夜間及び閉庁日とありますが、貴市業務に支障が無い場合は、協議のうえ平日日中工事も可能でしょうか。また、作業時間、管理等の制約条件が有りましたら、ご指示願います。 ⑨ 実施要領 3(2) 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領(別表 1-4・対象経費」記載の交付金対象経費は、「業務費」区分においてリースの場合は賃借料と記載がありますが、本件の交付対象経費は、「工事費」区分にあたるとの認識でよろしいですか。 ⑩ 業務説明書 4(1) 損害保険や賠償責任保険の加入は、施工会社が加入する請負業者償責任保険等を想定しておりますが、他に必要とお考えの賠償保険はございますか。 ⑪ 業務説明書2(4) 既設照明器具の支持材(ボルト及びインサート)は、既存材が再利用可能(正規の材料)と考えてよろしいでしょうか。 ⑫ 業務説明書2(4) 同上材の使用が不可能な場合は、「公共建築工事標準仕様書」に準じた工法(基本スラブアンカー)で敷設するのでしょうか。 ⑬ スラブに支持材を取付ける場合は、後打ちアンカー施工で考えて宜しいでしょうか。 ⑭ 作業に伴い、既存埋込配管等への損傷対策等に関しては、別途と考えて宜しいでしょうか。	⑧保健福祉センターと本庁舎の工事は、夜間および閉庁日のみとなります。 ⑨別表第 1 の交付対象事業費のうち、「工事費」「設備費」「業務費」にあたります。 ⑩事業者の判断にお任せします。 ⑪既設照明器具の支持材のうち、再利用可能（正規の材料）でないものがある可能性があります。現場調査において再利用可能でないと判断された場合、追加費用が掛かるものと考えています。 ⑫その通りです。 ⑬その通りです。 ⑭その通りです。
--	--

⑮ ほこり・振動・騒音対策についてどの程度の配慮が必要か、ご指示願います。(保健福祉センター・本庁舎・各消防施設ごと) ⑯ 照明器具の撤去、新設工事中の第三者(施設利用者・職員等)に対する石綿飛散防止対策についてどの程度の配慮をお考えか、お聞かせ願えますでしょうか。(第三者様へのご対応等) 例)天井ボード開口作業中の執務者への注意喚起等(保健福祉センター・本庁舎・各消防施設ごと) ⑰ 作業に当り、執務室等の什器関係の移動や復旧に関する対応については、別途と考えて宜しいでしょうか。 ⑱ 既設電線再利用ですが絶縁不良等が判明した場合は、別途と考えて宜しいでしょうか。 ⑲ 非常照明器具等の改修に伴い、既設耐火電線等の撤去及び別置型蓄電設備の撤去を考慮する必要があるか、指示願います。(残置で良いか) ⑳ 完了検査等の対応について、ご指示願います。(エリア施工完了後の対応) ㉑ 主任技術者は、専任として考えて宜しいでしょうか。	⑮保健福祉センターと本庁舎につきましては、作業終了後にほこりが残っていないように願います。消防各施設については、業務に支障がないように願います。 ⑯保健福祉センターと本庁舎につきましては、作業終了後に問題がないように願います。消防各施設については、天井ボード開口作業中の執務者への注意喚起をお願いします。 ⑰基本的に、執務室等において養生などで対応してください。什器の移動・復旧などが必要である場合には別途協議とします。 ⑱その通りです。 ⑲残置で結構です。 ⑳設置が完了したLED照明器具から使用の試行を行うこととした上で、各施設の設置工事完了時に完成図書等の提出を受け、点灯や照度の確認などを行います。 ㉑そのとおりです。 (令和6年5月20日回答)
---	---

10	アンカー打込み箇所石綿レベル2相当箇所の場合、撤去費用が大幅に異なる為、必要に応じ、別途協議とさせて頂く事は可能でしょうか？	別途協議いたします。 (令和6年5月16日回答)
9	①賃貸借期間満了後の物件は無償譲渡条件のため、賃貸人の固定資産税の納付義務は免除される認識でよろしいでしょうか。 ②業務説明書2(1)カにて、リース満了時は市に無償譲渡し、無償譲渡しない時は、事業者の負担にて設置したリース設備を撤去し、原状回復するとありますが、左記の無償譲渡しない場合は事業者の都合により途中で中止した場合の想定で宜しいでしょうか。 ③交付金に関して、事業者にてリース料及び交付金控除後のリース料の計算を行う必要がありますが、費用科目の想定が異なる等の理由により、交付金が想定通り事業者へ交付されない懸念はありますでしょうか。その場合、交付金を事業者が受領することができず、入金額が想定より少なくなるのでしょうか。それとも交付金が少なくなっても事業者側の総回収金額(見積総額)は担保いただけるのでしょうか。 ④交付金の事業者への支払時期は各年度毎(令和6年度、7年度、8年度)にいつを想定されてますでしょうか。	①そのとおりです。 ②そのとおりです。 ③交付金対象外の金額につきましては、市から事業者へ交付金控除後のリース料として支払うこととなります。このため、基本的には、事業者の総回収額は、全額が担保されます。なお、市側でも、事業費の各費目が交付金対象であるか否か、国と随時確認する予定です。 ④交付時期は、各年度の設置がすべて完了した後、(1)市から国への交付申請手続き(2)国の交付決定(3)国から市への交付を経て、市から交付することとなります。令和6年度は3月になると考えておりますが、令和7年度と令和8年度は設置完了時期によって変わります。 (令和6年5月16日回答)
8	No.1 業務説明書表1 予想されるリスクと責任分担不可抗力 本件、物件に対しては動産総合保険の付保を予定しておりますが万一、動産総合保険の対	No.1 そのとおりです。

象外となります地震・天災等を理由として、物件の滅失・破損等が発生してしまった場合、残賃貸借料金については別途協議するということ为宜しいでしょうか。 No.2 業務説明書表1 予想されるリスクと責任分担一般的改善 引渡し前に工事目的物に関して生じた損害は事業者の責任となっています。貴市に起因する理由で生じた損害については、貴市が負担するという認識で相違ないでしょうか。 No.3 業務説明書2(1)オ 本業務につきまして、現時点では納入期限までの完了を予定しておりますが、社会・経済情勢の悪化など事業者の責によらない不可抗力により生産・納期が遅延した場合、遅延損害金や指名停止等のペナルティを課さず、契約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日につきまして別途協議を頂くことは可能でしょうか（社会・経済情勢の悪化など受注者の責によらない不可抗力による遅延に対し、遅延損害金や指名停止等のペナルティが課される可能性がありますと、入札参加が困難です）。 No.4 公示資料に記載なし 入札/契約保証金は免除頂けますでしょうか。当該項目につき記載が無い為、質問させていただきます。 No.5 業務説明書2(1)カ 本件、賃貸借期間満了後、物件について無償譲渡条件とのご指定がございますので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い（賃貸借料には同費用分は含めない）との認識でよろしいでしょうか。	No.2 そのとおりです。 No.3 可能です。 No.4 免除とします。 No.5 そのとおりです。
--	---

No.6 実施要領14(4) 本件にて利用予定の、賃貸借契約書のひな形がございましたら、入札前に頂けますでしょうか。 No.7 業務説明書2(2)オ 撤去する既存物件の所有権は貴市にあるという認識でよろしいでしょうか。 No.8 業務説明書2(2)オ 貴市が排出事業者として物件を処分するという認識で間違ございませんでしょうか。 No.9 業務説明書2(2)オ 前の質問（No.8）に関連し、排出事業者が受注者の場合、排出事業について、代表構成員が物件設置工事及び納品をあたらせる業者（構成員）に対して、貴市の廃棄物を下取りさせて、当該業者が排出事業者となる対応について許容いただけますでしょうか。 No.10 実施要領3(2) 本事業には「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」が工事費等を対象として事業者へ間接交付されるとあります。 1) 交付率は工事費等の税抜き金額の1/2 相当額で相違ないでしょうか。 2) 工事費等の定義から除外される経費をご教授いただけますでしょうか。 3) 交付時期は各年度の3 月末迄との認識で相違ないでしょうか。 4) 万一、事業者の責任によらない事由により、交付金を受けられない、又は不足等が発生する場合、当該差額分につきましては貴市に費用負担をお願いできますでしょうか。	No.6 賃貸借契約書のひな形については、現在準備中です。入札前の提供はないという前提でお考え下さい。 No.7 そのとおりです。 No.8 受注者が排出事業者となります。 No.9 許容します。 No.10 1)工事費を含むリース料のうち、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」の「別表第1」の交付対象事業費の税抜き金額の1/2相当額です。 2)「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」の「別表第1」に該当しない経費です。 3)交付時期は、各年度の設置がすべて完了した後、①市から国への交付申請手続き②国の交付決定③国から市への交付をへて、市から交付することとなります。令和6年度は3月になると考えておりますが、令和7年度と令和8年度は設置完了時期によって変わります。 4)別途協議となります。
--	--

No.11 実施要領3(2) 交付金についてご質問をお願い致します。万一の場合の想定となりますが、事業者にて交付金受給した場合においても、事業者の責めに帰すべき事由「以外」を原因としまして、交付団体が定める補助金の返還事由に該当し、事業者が受領した補助金の全額又は一部および加算金の支払請求を受け、事業者がその支払いを余儀なくされた場合には、当該原因が事業者の原因以外となります場合には、貴市のご負担をお願い出来ますでしょうか。 No.12 実施要領3(2) 交付金の交付後、契約変更を締結させて頂くかと存じます。この際、この契約変更書の内容につきましては、別途協議させて頂く事は可能でしょうか。（万一の場合の、補助金の返金等が発生した場合の対応等について、条文として表記させて頂きたいのですが、内容を別途協議とさせて頂ければ幸いです。） No.13 実施要領3(2) 本事業は10 年間の賃貸借期間満了後、貴市に無償譲渡させていただきます。LED 照明の処分制限期間は法定耐用年数の15 年との認識でおりますが、この場合、無償譲渡後に交付金返還やペナルティの発生等はないとの理解でよろしいでしょうか。 No.14 業務説明書3(2)①、② 「事業者は、第三者がさらに他の者に本事業を委託することを禁ずる」とある一方で、②では市内電気工事店様を積極かつ優先的の活用とあります。 1) 共同提案の場合で構成員に市内電気工事店が含まれていない場合、当該事業を市内事業者様（第三者）に委託することは許容いただける認識で相違ないでしょうか。	No.11 別途協議となります。 No.12 可能です。 No.13 無償譲渡後は、事業者における交付金返還義務やペナルティの発生等はありません。 No.14 1) 問題ありません。 2) 問題ありません。
---	--

	2) 1) の場合、第三者（市内事業者様）が下請先として市内事業者様に委託することも想定されます。この場合、事業者が貴市に報告・協議することです承いただけますでしょうか。	(令和6年5月16日回答)
7	業務説明書 4. 表1—共通—物価の変動 国土交通省「公共工事標準請負契約約款 第二十六条」に基づき、予期することができない急激な価格変動においては、請負代金の変更の請求もしくは「不可抗力」と同等の扱いとして別途協議としていただけないでしょうか？	程度にもよりますが、別途協議になると考えます。 (令和6年5月16日回答)
6	各施設のリース期間は、リース料支払い開始月から120ヶ月間とします、とあります。通常、リース開始日はリース料の支払開始時期ではなく、リース物件の引渡完了日を起点とします。記載内容の通りに解すると、当月分のリース料を当月にお支払頂ける事となり、その場合、いつまでに請求書を発行する必要があるかをお示してください。	本事業においては、当該年度の施設の完了検査後、市から国への交付金交付申請を行い、国からの交付決定通知があつて初めて、当該年度の施設に対する国の交付額と交付金控除後のリース料が確定します。従って、「通常のリース開始日」と違いが出てくる可能性があるのではと考えます。このことから、当該年度の施設のリース開始日及びリース料の支払い開始時期については、状況に応じ調整をさせていただく可能性があると考えております。 (令和6年5月15日回答)
5	既存の蛍光灯を交換した際の産廃処分について、鉄等に関しては、有価処理（リサイクル等）でのご対応は可能でしょうか？	事業者が有価処理で対応されることについては、問題ありません。 (令和6年5月10日回答)
4	実施要領10.(1)① エ「誓約書」について、共同提案を予定しており、構成員についても誓約書（様式第3号）の提出が要件となる旨、確認をしていますが、誓約書の1にある「物件の借入れ」の登録については、質疑回答_番号1（令和6年4月12日回答）にある通り、要件とならない、と理解してよろしいでしょうか？またその場合、様式第3号はそのまま使用する事で問題ないでしょうか？	構成員については誓約書の1は要件となりません。様式第3号につきましては、該当部分につき修正したものを掲載いたしました。修正前の様式第3号でご提出されても、問題ありません。 (令和6年5月10日回答)
3	①実施要領の「7. 資格要件」の(13)の④につ	①「構成員」とは「共同構成員」と共に事業の提案を

	いて、構成員の定義を教えてください。また、代表構成員以外の構成員入札参加資格は営業種目「物件の借入れ」を含め、どの種目を選んでよいのでしょうか？ ②実施要領の「3. 提案上限額」について、国への交付金申請等は全て市で実施されるのでしょうか。 ③役割を明確にする為に3社契約は可能でしょうか。（例）1:大和市様 2:工事保守会社 3:リース会社 等 ④照明更新の交付金対象、対象外の定義は以下の通りでしょうか。 ・設備は調光制御機能があれば何でも対象となりますか。 ・工事費は産廃費、撤去費、諸経費含めすべて対象となりますか。 ⑤資材や廃材等の仮置き場をご提供頂くことは可能でしょうか。 ⑥実施要領によると、照明器具交換と認識しておりますが、状況（費用等）に応じて、既設の蛍光灯器具の LED 化改造工事も混在させたご提案も可能でしょうか。	行うと共に、事業の一部を担当するものです。「代表構成員」以外の「構成員」の入札参加資格は、「物件の借入れ」を含め、どの種目を選んでかまいません。 ②国への交付金申請等は、市で実施します。 ③本事業の契約は賃貸借契約となります。このため、市と「物件の借入れ」を営業種目とする代表構成員との二者間の契約となります。 ④国が下記ページで示しているとおりです。 https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#business2 調光制御機能につきましては、「参考資料」の「よくある御質問とその回答」の問 49「高効率照明機器を導入する上での注意点か。」をご覧ください。交付対象の工事費につきましては、「実施要領」の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領(別表1-4・対象経費)」をご覧ください。 ⑤提供する考えですが、規模や期間などについて調整させていただくこととなります。 ⑥可能とします(評価点への影響が出る可能性はあります)。 (令和6年5月2日回答)
2	①【大和市公共施設 LED 化事業に係るプロポーザル実施要領】7. 資格要件(3)に「入札参加者名簿に「物件の借入れ」で登録があること…」と記載があります。当社は「入札参加者名簿」に営業種目「物件の借入れ」で登録がないのですが、「入札参加者名簿」に営業種目「物件の借入れ」で登録するには、どのような手続きを踏めばよろしいでしょうか。	①「かながわ電子入札共同システム」において、営業種目「物件の借入れ」で競争入札参加認定をご申請いただき、審査の結果、認定される必要があります。「物件の借入れ」で認定されるための要件等については、「かながわ電子入札共同システム」のホームページをご覧ください。なお、申請はひと月ごとに締め切られ、認定まで1か月ほどの時間がかかるということです。ご注意ください。

	②大和市公共施設 LED 化事業に係るプロポーザル実施要領】7. 資格要件 (12) に「一級建築士」が必須となっていますが、今回のような既設照明器具の LED 化において一級建築士の役割とは、どんな役割を想定していますか。電気主任技術者は電気工事の関係上、理解できますが、一級建築士の役割が想像できません。役割が分かれば一級建築士を探すのですが、役割が分からないため、探すのも難しい状況です。	②大規模で古い建築物の改修であり、施設を運営しながらの工事となるため、十分な配慮が必要と考えており、そのような中で、現場の調整や管理を行い、総合的な立場で判断できる方として想定しています。 (令和6年4月23日回答)
1	【大和市公共施設 LED 化事業に係るプロポーザル実施要領】7. 資格要件 (13) 共同提案で参加をする場合は、次の要件を全て満たしていること。 → (3) 大和市入札参加者名簿に営業種目「物件の借入れ」で登録された者であること又は技術提案書提出期限までに登録を得る見込みの者であること。 上記に関しまして、代表者をリース会社による参加を予定しております（「物件の借入れ」の資格有）。 しかし、上記の参加資格の表記ですと、構成員となる予定のメーカーや販売店、施工業者、下請け業者等すべてが「物件の借入れ」登録が必要となってしまう、期日までに間に合わず入札に参加できないことが予想されます。 参加条件を【上記 (3) の要件については、1 社以上が要件を満たしていること。】と変更いただくことは可能でしょうか。	ご指摘の件を含め、【大和市公共施設 LED 化事業に係るプロポーザル実施要領】7. 資格要件 (13) を次のとおり変更いたしました。 (13)共同提案で参加をする場合は、次の要件を全て満たしていること。 ①代表構成員が申込者であり、かつ上記 (3) 及び (11) の要件を満たしていること。 ②略 ③構成員の全てが、上記 (1)、(2)、(4) ～ (10) の要件を満たしていること。 ④構成員の全てが、大和市入札参加者名簿に登録された者であること又は技術提案書提出期限までに登録を得る見込みの者であること。 ⑤上記 (12) の要件については、1 者以上が要件を満たしていること。 (令和6年4月12日回答)